

可決された議員等提出決議・意見書

(全文はホームページでご覧いただけます)

◆決議

- 早稲田大学新設医学部の県畜産試験場跡地への誘致に関する決議

◆意見書

- 竜巻等被害からの再建に関する意見書
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業の継続を求める意見書
- 尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を求める意見書
- 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書
- 東京電力株式会社の電気料金値上げに関する意見書
- 東京電力福島第一原子力発電



橋本知事に決議文を手渡す磯崎議長(写真左から江田隆記議員、桜井富夫議員、磯崎久喜雄議長、橋本昌知事、海野透議員、田山東湖議員)

所事故による放射線被ばくの健康影響に関する意見書

可決された知事提出議案

◆条例の制定

- 茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例

◆条例の一部改正

- 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

◆その他

- 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 茨城県と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
- 茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 茨城県立学校設置条例の一部を改正する条例
- その他
- 筑西市と桜川市との境界変更について
- 県有財産の売却処分について(伊奈・谷和原丘陵地区教育施設用地)
- 県有財産の売却処分について(日立港区危険物取扱施設用地)
- 県有財産の売却処分について(旧上郷高等学校敷地)
- 和解について
- 副知事の選任について
- 地方自治法第一七九条第一項の規定に基づく専決処分について

野村総合研究所 増田寛也氏による「地方をめぐる諸問題」についての講演会を開催

六月十五日に「地方をめぐる諸問題」と題して、県議会主催の講演会が、県議会議事堂大会議室で開催されました。

講師には、野村総合研究所顧問、東京大学公共政策大学院大学客員教授で、岩手県知事や総務大臣などを歴任され、本県企画部鉄道交通課長などをお務めになった経歴をお持ちの増田寛也氏をお招きしました。増田氏からは、「地方自治は二元代表制であり、あくまで議会が基本。



議会の重要性を訴える増田氏

代表として選ばれた議会と執行部がとことん議論して結果を出していく。そして将来の子供達の役に立っている行政が実施されることを期待する。」などの貴重な講話をいただきました。

県議会改革等調査検討会議を開催し新たな議員定数案を決定

四月十六日の検討会議(海野透座長)では、県議会の定数などについて、県経営者協会幡谷浩史副会長、県農業協同組合中央会加倉井豊邦会長、日本労働組合総連合会茨城県連合会児島強会長、県栄養士会高橋征子会長、県商工会連合会外山崇行会長、県女性団体連盟大越福枝会長、県青年団体連盟箕輪竜会長代理、特定非営利活動法人「茨城の暮らしと景観を考える会」三上靖彦代表理事の計八人の方から意見を聴き、委員と意見交換を行いました。

五月十一日の会議では、各会派へ定数に係る意見を照会し、その意見を踏まえ、六月二十七日の会議で、新たな議員定数案を決定しました。その内容は、「定数を六十五人から二人削減し六十三人とし、併せて行財政改革の視点から平成二十五年一月より議員の報酬月額を八十五万円から十万円削減し七十五万円とする。定数減(二人)及び報酬削減(定数減後の六十三人全員の報酬削減額合計で五人分相当で、七人分の経費を削減する。」というものです。今後は、選挙区割りについて検討する予定です。

常任委員会に付託された請願の審査結果

採	採択	不採択	不採択	採	採択	不採択	不採択
○東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願			不	○東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願			不
○東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願			不	○県民の安全で安心な社会環境をつくる為に蔓延する刺青(入れ墨)・アトメイク等含む感染被害を未然に防ぐ為衛生基準を設ける条例制定を求める請願			不
○茨城子ども健康調査を求める請願			不	○茨城子ども健康調査を求める請願			不
○「暴力団排除条例」の再考を求める請願			不	○「暴力団排除条例」の再考を求める請願			不

お知らせ

次回の、平成24年第3回定例県議会は、9月7日から28日までの22日間の会期日程で開催される予定です。

月日	議事予定
9.7 金	議会運営委員会 本会議(開会、知事提出議案説明)
8 土	
9 日	
10 月	休会(議案調査)
11 火	休会(議案調査)
12 水	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
13 木	議会運営委員会、本会議(代表質問・質疑)
14 金	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
15 土	
16 日	
17 月	(敬老の日)
18 火	議会運営委員会、本会議(一般質問・質疑)
19 水	議会運営委員会 本会議(一般質問・質疑、議案常任委員会付託)
20 木	休会(常任委員会)
21 金	休会(常任委員会)
22 土	(秋分の日)
23 日	
24 月	議会運営委員会 本会議(予算関係議案常任委員長報告 予算関係議案予算特別委員会再付託)
25 火	休会(決算特別委員会)
26 水	休会(予算特別委員会)
27 木	休会(東日本大震災復興・元気な いばらきづくり調査特別委員会)
28 金	議会運営委員会 本会議(委員長報告、採決、閉会)

議会活動についてのご意見をお聞かせください!

県議会では、昨年12月に茨城県議会基本条例検討委員会(山岡恒夫委員長)を設置し、議会の役割や活動の指針などを規定する議会基本条例を検討しています。検討にあたり参考とさせていただくため、県民の皆様から率直なご意見を募集します。

○意見募集内容

次の項目について、自由にご意見をお寄せください。(いずれかの項目のみでも可)

① 県議会にどのようなことを期待しますか。

県議会は、予算の決定、知事の事務執行の監視、議会独自の条例提案、国への要請など政策実現に努めていますが、どのようなことを期待しますか。

② 県議会への関心を深めていただくためには、どのような取り組みが有効だと思いますか。

県議会ではインターネット議会中継や「県議会だより」、ホームページなどで情報を発信していますが、さらにどのような取り組みが有効だと思いますか。

③ 県民の代表である県議会議員にどのような活動を求めますか。

県議会議員は、本会議や常任委員会などを通じ、地域の声を県行政に届ける役割を担っていますが、どのような活動を求めますか。

○意見募集期限 平成24年7月21日(土)まで(当日消印有効)

○提出方法 住所、氏名、年齢、性別、及び①～③の項目番号とご意見を記載のうえ、郵便(はがきでも可)、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記宛先へご提出ください。(様式は問いません。)

【お問い合わせ先・意見提出先】 〒310-8555(住所記載不要)茨城県議会事務局政務調査課
TEL:029-301-5646/FAX:029-301-5629 E-mail:gikai@pref.ibaraki.lg.jp